

国営造成水利施設保全対策推進事業（公共）

【141（140）百万円】

対策のポイント

国営造成施設の機能を保全する対策を円滑に推進するため、施設の保全に係る権利設定等を実施します。

<背景／課題>

- ・国営土地改良事業により造成された農業水利施設の長寿命化と施設の有効活用を通じたライフサイクルコストの低減を図るため、施設の機能を保全する対策が必要となっています。
- ・他方、造成された農業水利施設の敷地の権利として区分地上権その他の土地を使用する権利の設定等がなされていない施設もあります。
- ・農業水利施設の機能を保全する対策を円滑に推進するため、当該施設の保全に係る権利の設定等を実施し、土地改良財産の適正な管理を行う必要があります。

政策の目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<主な内容>

施設の保全に係る権利の設定及び更新

国営造成施設の機能を保全する対策を円滑に推進するため、施設の保全に係る権利設定等を実施します。

- ① 区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量
- ② 区分地上権等の権利の取得等及び登記

〔国庫負担率：10／10〕

事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3591-7073）]